

1  
台湾における  
捜査手法、刑事司法制度等の概要  
(海外制度調査報告)



台湾

人口: 約2,300万人(2008年)

捜査機関: 警察(約6万5,700人)

> 自治体警察・刑事警察局

法務部調査局

検察 等

※ 捜査の主宰者は検察官

2  
台湾刑事司法の特色

刑事訴訟の目的

刑事訴訟の目的は、もとより実体的真実の発見にあり、国家をして刑法権を正確に適用せしめ、それにより社会の秩序と安全を維持することにあるのであって、ただその手段は合法、清浄、公正であるべきで、もって人権を保障することになる。

台湾最高法院判例 (2003年台上6073等)

## 台湾刑事司法の特色

3

※ 数値は特記無ければ台湾は2009年、日本は2008年のもの

犯罪の  
発生

発生率

認知件数 38万6,075件  
人口10万人あたり 1,676件 (日本は1,424件)  
> 殺人 832件、強盗 1,231件、強姦 2,073件

捜査手法等

捜査手法等

- 通信傍受 6,112件、2万5,934対象 ※2008年中  
(日本は11事件、22対象)
- 各種情報の多くが、警察の情報端末で照会可能。(電話契約者や架電情報、戸籍、出入国等我が国では照会書の交付や差押えなどで入手)
- 場合により無令状の緊急捜索が可能
- DNAデータベース登録件数 約5万4,000件 ※2010年
- 社会秩序維護法による拘留処分あり(3日以内)

逮捕

逮捕

- ・現行犯逮捕と緊急の場合のみ無令状逮捕可能。
- ・検挙人員 26万1,973人
- ・検挙件数 31万1,648件(検挙率80.72%)
- > 殺人 813件、強盗 1,147件、強姦 1,998件

## 台湾刑事司法の特色

4

※ 数値は特記無ければ2008年のもの

取調べ

- ・逮捕後は速やかに取調べを行い、検察官に送致。
- ・さらに勾留が必要な場合には24時間以内に裁判所に勾留請求を行う。(警察 16時間/検察 8時間)
- ・取調べは全過程を連続して録音(録画)
- ・弁護人の取調べへの立会いが可能

送致  
勾留請求

検察の新規受理事件 40万8,082件  
うち、警察からの送致事件 29万1,391件  
身柄付で送致された人員 11万9,106人  
(うち勾留請求1万1,663人、請求認容9,980人)

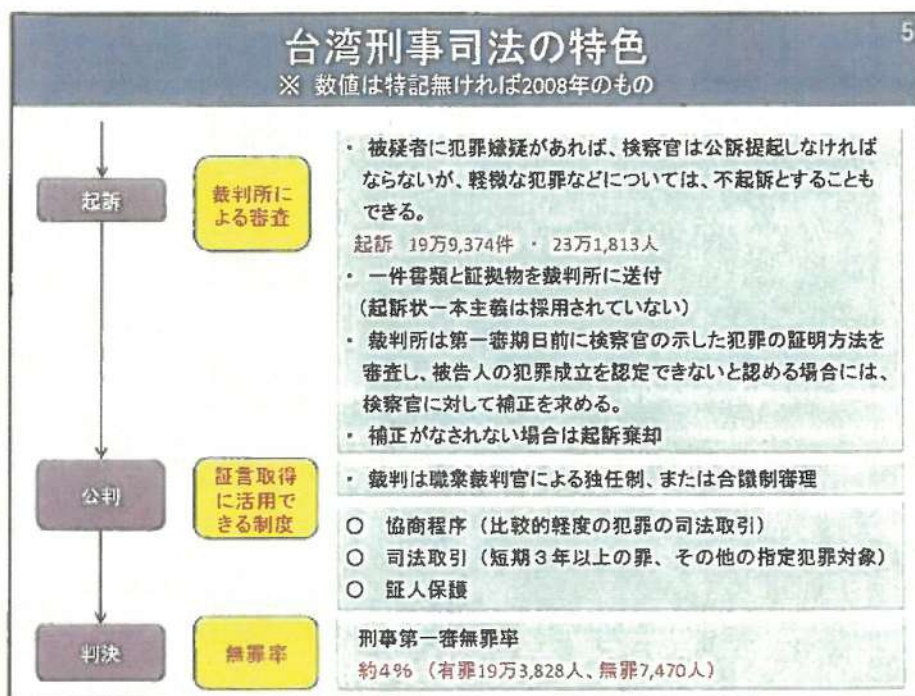
起訴前  
勾留

- ・起訴前の勾留は最長4ヶ月間
- 地方検察における事件受理から起訴等まで  
平均日数 48.67日
- ・起訴前勾留中は、検察官の指揮・許可で取調べ可能  
(録音必要・弁護人の立会い可能)。

## 台湾刑事司法の特色

5

※ 数値は特記無ければ2008年のもの



## 取調べの役割・比重

6

### 取調べに関する規定 (出頭等)

- 被疑者等を出頭させて取調べることができ、正当な理由なくこれに応じない場合は強制的に出頭させることが可能。(刑訴第71条、74条、75条)
- 被疑者の取調べは、警察の取調べ室または適当な公務所で行う。  
(警察偵査犯罪手冊第134条)
- 取調べに先立って、人定を確認し、犯罪の嫌疑と罪名、黙秘権、弁護人選任権、自己に有利な証拠の調査を請求できることを告知する。  
(刑訴第94～96条)
- 取調べにあたっては、被疑者等に犯罪の嫌疑に関する弁明の機会を与え、弁明があればその顛末、有利な事実があればその証明方法を聴取しなければならない。(刑訴100条の2)

## 取調べの役割・比重

7

### 取調べに関する規定（時間に関する規定）

- 被疑者等を逮捕して出頭させた場合には、速やかに取調べを行わなければならない。（刑訴第93条）
- 夜間の被疑者・被告人取調べは原則禁止（被疑者等の同意がある場合、緊急の場合等は例外）。（刑訴第100条の3）
- 護送時、弁護人や通訳人の到着を待つ間は取調べをしてはならない（この時間は勾留請求までの24時間の時間制限に算入されない）。（刑訴第93条の1）
- 暴行、脅迫、利益誘導、偽問、疲労尋問の禁止。（刑訴第158条の2）
- 起訴前の勾留中も、検察官の許可を得て取調べができる。

（検察官と警察機関の職務執行の連携に関する規則第7条以下）

## 取調べの役割・比重

8

### 取調べに関する規定（可視化等関連）

- 被疑者、被告人の取調べは全過程を連続で録音。また、必要に応じて録画。（刑訴第100条の1）
- 被疑者取調べには弁護人が立ち会い、意見を述べることができる。ただし、国家機密に障害がある場合や、証拠の隠滅や変造、共犯者との通謀、その他不当な行為によって捜査の秩序に影響がでる場合などには立ち会いを制限または禁止できる。  
（刑訴第245条）
- 知的障害を持つ被疑者については、法定代理人や親族、指定の福祉関係者を補佐人として立ち合わせる。

（警察捜査犯罪手冊第118条）

## 取調べの役割・比重

9

### 取調べに関する規定（調書・聴取内容）

- 取調べを実施した際にはその場で供述調書を作成し、複数回に及ぶ取調べは調書にその回数を記載する。
- 自白その他不利な供述、供述した有利な事実とその証明方法については調書内に明確に記載する。
- 調書は、元々の語気を保つように留意し、被取調者の真意に合致するよう作成する。
- 取調べは問答方式で行い、調書作成の際には、人定、家庭状況、犯意、関係者、予備行為から犯罪発生に至るまでの時間における行動、犯罪場所に関する事項、犯罪の方法等を聴取して記録する。
- 一度の取り調べで正確、完全な供述を得ようとしてはならず、前後の供述の矛盾点を分析、追及して、真実の供述を求める。（以上、警察偵査犯罪手冊より）

## 取調べの録音・録画

10

### 録音・録画導入の背景

- 1982年に起きたけん銃使用強盗事件において暴行を伴う取調べを原因とした冤罪事件が発生。同事件をきっかけとして弁護人の取調べ立会いが法制化されていたところ、起訴前の弁護人選任率が高くならず、捜査機関の対応にも問題が生じるなど、弁護人立会権が思ったほど機能していないことが判明。これら状況を受け、1998年刑事訴訟法改正により導入されたとの文献あり。

### 録音録画の対象

- 被疑者・被告人の取調べが録音（録画）の対象。全過程を連続で記録する。  
（刑訴第100条の1、100条の2）
  - 録画は「社会の関心を引く重大事件」、「争いになると思料される事件」、「その他必要と認める場合」に実施すると規定。（「警察による被疑者取調べ録音録画要領」第6条）
- ※ 当初の被疑者が否認している段階で録音なしで説得、誘導を行って自白や自認を引き出し、調書を作成し始めてからテープ録音を開始しているのではないかと指摘がある。

## 取調べの録音・録画

11

### 例外等

- 全過程を連続で録音しなければならないが、急迫の事情があって、その旨を調書内で明らかにした場合はこの限りではない。  
(刑事訴訟法第100条の1第1項)
- 取調べ中に録音テープの交換、被疑者等健康上の突発事由、夜間における取調べへの不同意その他の理由により、事実上取調べを中断しなければならないときには、口頭でその理由及び時間を明らかにし、再開時にも再開時間を口頭で明らかにする。  
(「警察による被疑者取調べ録音録画要領」第5条)

## 取調べの録音・録画

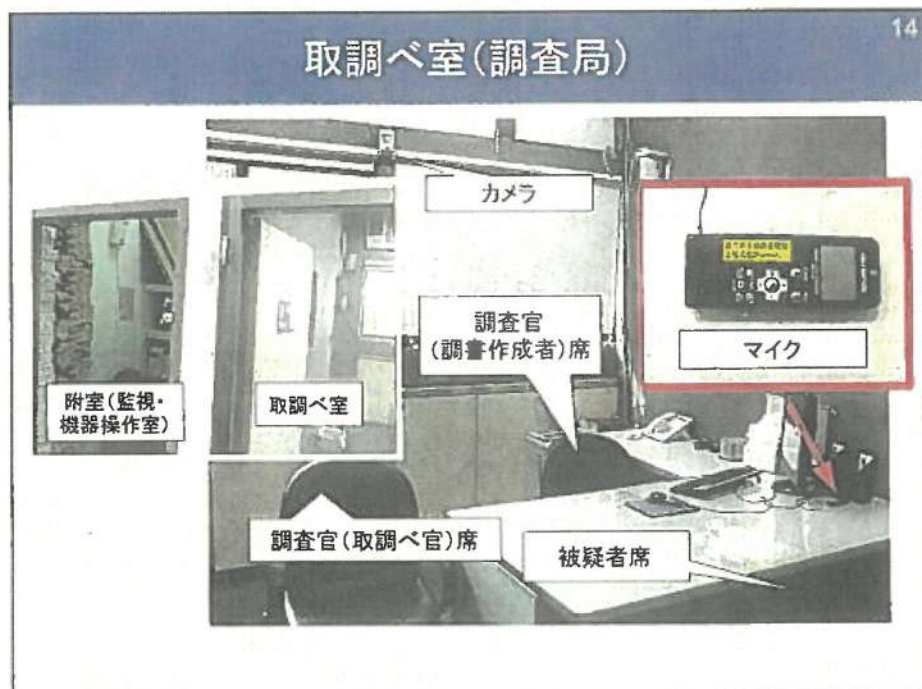
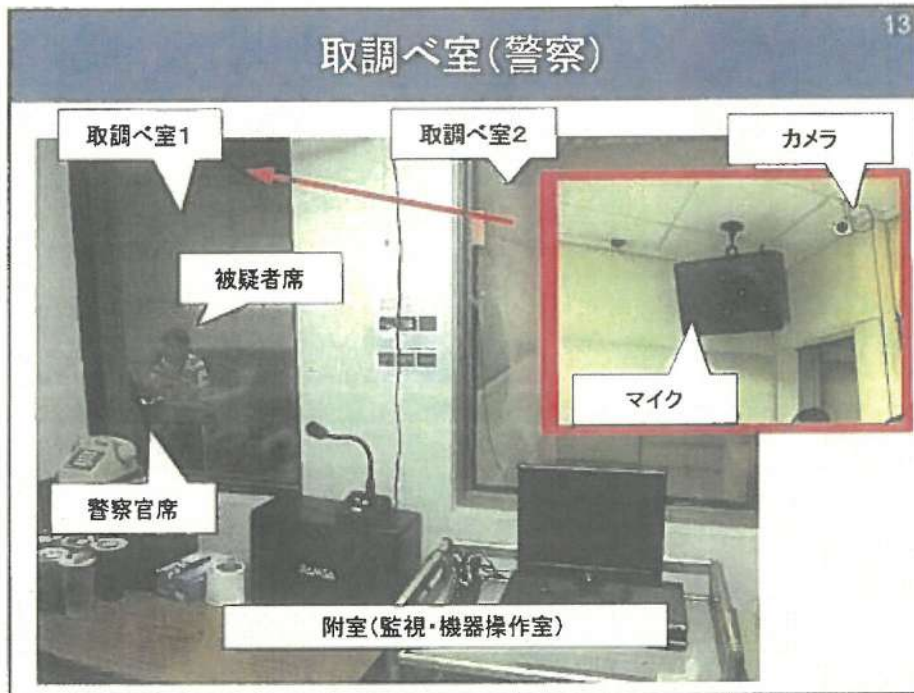
12

### 証拠能力との関係

- 供述調書内の被告人供述と録音録画の内容が異なる場合、その内容が異なる部分については、急迫の事情があって全過程・連続の録音ができなかった旨が調書に明記されている場合を除き、証拠とすることができない。  
(刑訴100条の1第2項)
- 但し、録音(録画)が連続でなされなかった場合、全過程が録音(録画)されなかった場合及び録音が全くされなかった場合の供述調書の証拠能力について、判例は人権保障と公共の利益の比例原則をもって判断することとしている(均衡理論)。

#### 判例(99台上3717)

もし、被疑者の陳述が不正な方法によってではなく自由意思によるものであり、その陳述を調査した結果事実と合致するならば、取調べ時に故意に全過程の録音録画をなさず、中断の状況があって、手続きに瑕疵がある場合でも、その供述証拠は当然に証拠無能力とは認めがたく、人権保障と公共の利益の均衡維持を斟酌してこれを決定すべきである。



## 取調べ室(検察官)

15



## 事実認定

16

### 事実認定に関連する主な規定

- 裁判官の事実認定は自由な心証に基づく。ただし、経験則や論理法則に反してはならない。(刑訴第155条)
- 挙証責任は検察官が負い、検察官は証明の方法も示さなければならない。(刑訴第161条)
- 裁判所は、真実の発見のために職権で証拠を調査できるほか、公平・正義の維持、被告人の利益に重大な関連を有する事項は、職権でこれを調査しなければならない。(刑訴第163条)
- 起訴状一本主義は採用されておらず、公判前に起訴の審査が行われる。(刑訴第264条、第161条第2項)

### 判例

- 非供述証拠(物証、文書)は優勢証拠に属し、評価上の裁量において供述証拠に比較して強力である。(最高法院98台上5500)



## 事実認定（自白）

17

### 自白の証拠能力

- 自白は、暴行、強迫、利益誘導、詐欺、疲労尋問、違法勾留その他不正な方法により得られたものでなく、かつ事実と合致する場合には証拠とすることができる。（刑訴第156条第1項）
- 自白を唯一の証拠として被告人あるいは共犯者を有罪にはできない。（刑訴第156条第2項）
- 被告人が不正な方法により自白させられたものであると陳述した場合には、その他の事実証明よりも先に調査を行わなければならない、当該自白が検察官により提出されたものであれば、裁判所は検察官に対し、その任意性を立証する方法を示すよう命じる。（刑訴第156条第3項）

## 事実認定（黙秘権）

18

### 黙秘権に関する規定・判例

- 尋問の際には黙秘権を告知する必要がある、この告知を経ないで得られた供述は原則として証拠能力が認められない。（刑訴第158条の2）
- 被告人が自白をせず、また証拠もない場合、被告人が供述を拒絶しあるいは黙秘を続けることのみをもってその罪を推定してはならない。（刑訴第156条第4項）
- 被告人の黙秘権の行使あるいは供述拒否をもって、黙示の自白とみなしあるいは被告人の不利益を推定することは認められない。（判例93台非70）
- 被告人が否認をし、あるいは抗弁の内容が裁判所が職権により認定した事実と相反するところがあることによって、マイナスの評価とし、その犯罪後の態度が不良であって量刑を加重する基準の一つとすることはできない。（判例97台上6725）

## 取調べ以外の捜査手法等

19

### 協商程序

(刑訟第455条の2～455条の11)

- 死刑、無期もしくは短期3年以上の有期懲役の罪等以外の犯罪では、被告人が罪を認めて、「科刑の範囲または執行猶予判決を受け入れる」「被害者に謝罪する」「被害者に相当額の賠償金を払う」「公益団体等に寄付をする」等の項目で検察官と合意した場合には、当事者合意の判決を裁判官に請求できる。
- 被害者がある犯罪では、被害者の同意が必要。

### 司法取引

(証人保護法第14条)

- 短期3年以上の懲役の罪、その他法律に規定する罪について、被疑者等が当該捜査中の事件に重要な関係を有する証拠や正犯・共犯の犯罪に関する証拠について供述し、検察官をしてその正犯等の訴追ができるようにした場合には、当該被疑者等の刑を軽減、あるいは免除できる。
- 先に検察官の同意があった場合に限る。

短期3年以上の罪：殺人、強盗、違法薬物の販売目的所持等。

窃盗は5年以下、ヘロインの単純譲渡は1年以上で該当しない。

法律に規定の罪：投票贈収賄、あへん販売、詐欺、児童買春、資金洗浄等

## 取調べ以外の捜査手法等

20

### 各種情報の把握

台湾警察は、その職権行使の目的の範囲内で、必要なときに、個人の関係資料を伝達できるほか、その他の機関も警察の請求に基づいて、その保存する個人関係資料を伝達できる。(警察職権行使法第16条)

- 実務上は警察施設内に設置された情報端末が各種機関と接続されており、オンラインで戸籍・住民登録情報、旅券・出入国情報、電話の契約名義人、架電記録・携帯電話位置情報、銀行口座の開設者情報等の照会が可能  
(我が国では、戸籍・住民登録、旅券・出入国、電話の契約名義人、銀行口座の開設者情報は検査関係事項照会、架電記録は差押え、携帯電話の位置情報は検証で入手している)
- 台湾では各人に統一番号が付されており、同番号による照会が可能

## 取調べ以外の捜査手法等

### 通信監視(通信傍受)

(通信保障及び監視法)

通信: 電信設備を用いて文字、映像、音声等を有線・無線で伝達するもののほか、郵便、言論及び会話も含む(私人の住居内に監視機器を設置することはできない)。

要件: ①短期3年以上の罪その他特定の犯罪の容疑があつて、②国家安全への危害または社会秩序への重大な影響があり、③通信の内容が事件と関係すると信じる相当な理由があり、④他の方法によっては証拠の収集や捜査が不可能か困難である場合に、通信の監視を実施できる。

令状: 原則として、検察官が裁判所に書面で請求する。

期間: 30日。延長が可能。

その他: 電気通信事業者等は、通信監視に協力する義務を負う。執行に伴う費用は執行機関、システムの設置・維持に関する費用は設置機関の負担となる。

事業者のシステムは監視に適した機能を具備しなければならない。

※ 実際は捜査機関が傍受センターを設立し、回線を同センターまで敷設して傍受を実施している。

2008年 通信監視実施件数 6,112事件 2万5,934対象電話  
(日本は11事件 22対象電話)

## 取調べ以外の捜査手法等

### 行政傍受

(通信保障及び監視法)

要件: 国家安全への危害の防止のため、外国勢力、海外敵対勢力からの情報収集の必要がある場合に、通信の監視を実施できる。

令状: 国家安全局長。ただし、監視対象者が台湾籍を有する場合には、高等裁判所裁判官の同意が必要。

有効期間: 1年間。

その他: 得られた資料は、国家安全のための情報としてのみ使用が可能。ただし、一般の通信監視の要件にも合致する場合には、得られた資料を警察機関に伝達することは可能。

2008年 高等裁判所同意件数  
37件

## 取調べ以外の捜査手法等

### 証人保護

(証人保護法)

- 検察官(公判中は裁判所)は、証人または証人の密接利害関係人が、検察官の面前又は裁判所における証言により危害を受けるおそれがある場合には、証人保護措置を取ることができる。
- 緊急の場合及び、警察機関が「流氓(りゆうざん)」「ごろつき、チンピラ」の事件が必要があると認める場合には、先に保護措置を取ることできる。
- 情報提供者、告発人、告訴人又は被害者にもこの保護は準用される。
- 具体的には、「身分の秘匿」、「警察官の派遣」、「接近制限」、「就職、転居等支援」などの保護措置を取りうる。

### 報奨金

(組織犯罪防制条例、違法薬物防制条例)

組織犯罪に関して発覚前に情報を提供し、それにより事件を検挙し同事件の有罪判決を得た場合や、違法薬物の危害防止に成果を上げた場合の情報提供者には、報奨金が支払われること及びその金額が法定されている。

例: 犯罪組織の首謀者を検挙した場合には100万円(約265万円)

例: 覚せい剤100kg以上200kg未満を押収した場合には60万円(約150万円)

## 取調べ以外の捜査手法等

### DNA型鑑定・データベース

(DNAサンプル採取条例)

- 司法鑑定の提供と犯罪捜査能力の向上、行方不明者調査、親子血縁関係の確認、性犯罪予防を目的として、DNAサンプル採取条例が制定されている。
- 重大暴力犯罪、性犯罪の被疑者・被告人からはサンプルの強制採取が可能。
- 親子鑑定を希望する者は自費での鑑定を要請できる。
- データベースへの登録は、被疑者・被告人のみ。
- サンプルの保管は少なくとも10年、記録の保管は対象者の死亡後10年。ただし、対象者が不起訴又は無罪判決を受けた場合には削除申請が可能。

登録件数 (2010年3月時点) 約5万4,000件  
(日本は10万7,584件。2010年9月)

## 取調べ以外の捜査手法等

25

### その他

- 警察による拘留処分（社会秩序維護法）  
公共秩序の妨害行為（殺傷力のある機器等の所持、集会解散命令に従わなかった場合、警察官の法に基づく捜査・調査に対し、人定事項を回答しなかった場合等）に対して、警察機関の処分として3日以下の拘留を科すことができる。
- CCTVカメラ（警察職権行使法）  
警察は、犯罪多発地域の公共の場所や公衆が出入りする場所等に監視機器を設置し、あるいは既に存在する機器を利用して情報を収集することができる。  
収集した資料の保管期限は原則1年。
- 潜入・買受け捜査（判例：2003年台上4558）  
潜入捜査は実施していない。買受け捜査は判例上認められている。

## 取調べ以外の捜査手法等

26

### その他

- 性犯罪者登録等（性犯罪防止治療法）  
性犯罪の加害者は、刑の執行後7年間は定期的には警察に出頭し、身分、就学、就業、車両等の情報を警察に登録。怠った場合は1年以下の有期懲役。  
学校施設等は職員の採用に際し、登録の有無を警察に照会できる。  
電子機器による監視制度有り。
- 捜査官の取調べに対する偽証罪（刑法第168条）  
検察官取調べで参考人が重要事項について偽証した場合には偽証罪の適用有り。